

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法第76条第1号	喫煙器具・設備等の設置に関する改善命令違反の過料処分	健康増進課

(対象)

施設の管理権限者等

(内容)

喫煙禁止場所における喫煙器具や設備の設置に対する改善命令に違反した場合は、50万円以下の過料に科す。

(処分基準)

法第32条第3項、法第34条第3項又は法第36条第4項の規定に基づく命令に違反した者。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。